参考2

統計委員会の所掌事務

統計委員会は、総務大臣、内閣総理大臣又は関係行政機関の長の諮問等に基づき、統 計法に定められた以下の事務を行うこととされている。

統計法 (抄)

(所掌事務)

第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

【統計法に定められた委員会の所掌】

- 公的統計の整備に関する基本的な計画の案に係る調査審議(第四条第四項及び第 六項)
- 国民経済計算の作成基準の策定に係る調査審議(第六条第二項)
- 基幹統計の指定、指定の変更又は解除に係る調査審議(第七条第一項及び第三項)
- 基幹統計調査の申請に係る調査審議(第九条第四項)
- 基幹統計調査の変更又は中止の申請に係る調査審議(第十一条第二項)
- 基幹統計調査に関する措置要求に係る調査審議(第十二条第二項)
- 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法に対する改善意見に 係る調査審議(第二十六条第三項)
- 統計基準の設定に係る調査審議(第二十八条第二項)
- 基幹統計の作成のための関係機関に対する総務大臣による協力要請に係る調査 審議(第三十一条第二項)
- 基幹統計調査に係る匿名データの匿名性の確保に係る調査審議(第三十五条第二 項)
- 新法の施行状況の報告に係る意見表明(第五十五条第三項)